

## 第1回人権賞 受賞者 春陽会

### 【受賞理由】

中国残留邦人の帰国促進、国籍取得、日本への定住等のための援助活動に対して。

Q1 どのようなきっかけから「受賞テーマ」に取り組むようになりましたか。

1981年に中国残留邦人たちの存在を知り、私たち元軍人は春陽会を結成して、この人たちの支援活動を活発に行うようになった。1985年7月に東京弁護士会が政府に提出したこの問題に対する要望書を読み、笹原会長（当時）にも会っていろいろな事情を聞き、この問題は、単に支援活動を行うだけでなく、この人達の失ってしまった人権の回復こそが肝要とわかり、以来そのために強く行動してその目的を果たした。

Q2 その活動には、どのようなご苦労がありましたか。

政府はこの問題をあくまで「個人の問題」として扱い、戦争責任を逃れようとしていたので、「この問題は政府に責任がある」と強く主張したが、相手は強い官僚、何としてもこちらの言い分を認めなかった。そこで中国側の支援を得て、残留婦人たちに自費帰国を強行させるなど実力行使をして、世論を味方に遂に政府に責任を認めさせたが、約10年ももの歳月を費やしてしまった。

Q3 人権賞を受賞してどのような変化がありましたか。

人権賞を受賞したことは全会員（1万8,000人）の大きな励みとなり、中国残留邦人問題を全面解決させるための大きな力となった。

Q4 「受賞テーマ」はどのように発展・継承され、現在はどのような活動状況となっていますか。

春陽会が関与し、祖国復帰が実現した残留婦人約300人とその家族（約1500人）たちの就籍、就職、就学等すべての面でできる限りの支援を行い、既に孫たちの世代に及んでいる。現在は、この人たちの大学就学及び残留婦人たちの死後の問題（納骨その他）等に可能な限り支援している。

なお、春陽会は、平成8年に目的を達成したため解散したが、残留婦人たちのために建設した「ふるさとの家」が残っているので、そこを拠点に今でも春陽会の活動を続けている。

Q5 あなたにとって、いま最も関心のある「テーマ」は何ですか。

終戦時、上官の命令に従いそのまま中国山西省に残留して中共軍と戦った日本兵たちを、日本政府は中国政府への遠慮から、「この兵士たちは全員自分の意志で残った」と決めつけ、そのように扱っているが、中国残留邦人問題同様、政府にこの兵士たちに対する責任をはっきり認めさせ、その名誉を回復することが現在最大の関心事である。

Q 6 新たにはぐくむべき「人権」のテーマなど、今後の抱負や活動目標とともに  
にお聞かせください。

まず、人権とは何であるかを国民に広く啓蒙すべきだと思う。終戦後日本籍のまま中国に残留した婦人たちが、その後中国政府に外国人登録を行い、日本国居留民として生活していたにもかかわらず、厚生省の官僚は「この人たちが帰国するには親族の同意がなければ認められない」と主張し、国連憲章に「いかなる国の者であろうと祖国に帰る権利を有する」と決められていることを知らなかった。

また、「民法で親族に扶養の義務があるときめられているので、国はこの帰国者たちの面倒を見ることができない」との主張には、「しからば、親族に面倒を見てもらえぬ困窮者に国が生活保護費を与えて面倒を見ているのは何故」と反論したところ、沈黙した。

厚労省のエリート官僚ですらこの程度である。今後、人権擁護のために東京弁護士会がますますご活躍くださることをお願いしたい。